

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

－今号の目次－

- ◆ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定される…………… 1
- ◆ 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第2回)が開催される(文部科学省)…………… 2
- ◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その6)が発出される(こども家庭庁)…………… 2
- ◆ 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について(こども家庭庁)… 3

◆子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定される

令和6年2月16日、子ども・子育て支援法などの改正案が閣議決定されました。

昨年末に閣議決定された「こども未来戦略」に明記されている「加速化プラン」(今後3年間の集中的な取り組み)を実現するため、児童手当などの給付拡充や、医療保険料とあわせて徴収する「支援金制度」の創設が主なものとなっています。

この改正案において、「こども誰でも通園制度」が法律上制度化されます。

令和8年度から法律に基づく新たな「給付制度」としてのすべての自治体での実施に向け、まずは令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」(いわゆる13事業)として法律上制度化され、実施自治体が拡充されます。

改正案は現在開催されている通常国会に提出されます。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 法令 > 国会提出法案 > 第213回国会(令和6年通常国会)提出法律案

<https://www.cfa.go.jp/laws/houan/e81845c0>

◆今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第2回)が開催される(文部科学省)

令和6年2月13日、標記有識者検討会(第2回)が開催されました。

この検討会は、全保協ニュース No.23-49 で既報のとおり、「幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児期における教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について、必要な検討を行う」ことを目的に開催されるものです。

第2回では、「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証」について議論が行われました。

検討会に参加している保育関係者からは、保育所保育指針の改定後、「養護的関わりの重要性を再認識した」「幼児教育施設としての役割を深く考えるようになった」等が発言されるとともに、幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園という施設類型やさまざまな経営主体があるなかで、教育・保育の内容等は多様のままであり、3要領・指針の改訂で整合性がはかられたというよりも、それぞれの制度が別になっていることの弊害を感じる人が多いなどの意見が出されました。

今後、全保協ニュース No.23-49 でお伝えした論点に沿って議論が行われることとなり、検討会での議論や取りまとめは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の次期改定を見据えていると考えられます。

詳細は文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省 > トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等(初等中等教育) > 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/index.html

◆令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その6)が発出される(こども家庭庁)

令和6年2月13日、厚生労働省より表記事務連絡が発出されました。

これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、年度がかわる4月以降も、被災した子どもの受け入れ先の保育所

等の配置基準緩和や定員弾力化の継続が明確化されています。これにより、被災した子どもが、生活の拠点を移した場合も、待機児童とならず、引き続きそのまま利用している保育所等を利用できることになります。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 令和6年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ > 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その6）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/37850853/20240213_23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9_86.pdf

◆教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について(こども家庭庁)

令和6年2月8日、こども家庭庁より標記事務連絡が発出されました。

これは、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという大変痛ましい事案を受け、身体機能が未成熟な乳幼児の睡眠中のリスクや注意すべきポイント等を周知し、睡眠中の安全確保の徹底を促すものです。

詳細は別添資料をご確認ください。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…



仰向け*に寝かせることが重要です！

何よりも1人にしないこと！

(※医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

※他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課 御中
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局安全対策課

教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

今般、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという痛ましい事案が発生しました。

当該施設においては、乳児を寝かせる場合に、うつぶせ寝のまま寝かせることがあり、仰向けで寝かせるなど窒息や乳幼児突然死症候群（SIDS）等への配慮が不十分であったこと、また、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していなかったことが所轄自治体の立入調査により判明しました。

これを踏まえ、貴管内教育・保育施設等に対して、身体機能が未成熟の乳幼児の睡眠中のリスクを十分認識していただき、別紙のとおり注意すべきポイント等について、改めて周知していただくようお願いいたします。

(別 紙)

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）より抜粋

① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

○ 乳児の窒息リスクの除去

以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

【参考資料】※②、③は保育室内に掲示する等ご活用ください。

- ① 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- ② ミニポスター（別添 1）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/5e791c11/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_05.pdf

- ③ ポスター（令和 3 年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料（本件関連 4 ページ））（別添 2）

https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3_report4.pdf

【問合せ先】

●ガイドラインに関すること

こども家庭庁成育局安全対策課 事故対策係

TEL：03-6858-0183

●認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業に関すること

こども家庭庁成育局成育基盤企画課 企画法令第二係

TEL：03-6861-0054

●認可外保育施設に関すること

こども家庭庁成育局保育政策課 認可外保育施設担当室指導係

TEL：03-6858-0133

※室内に掲示するなど、ご活用ください。

○ ミニポスター

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け***に



寝かせることが重要です！

 **何よりも 1 人にしないこと！**

(* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ **乳児だけでなく、1 歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください**
- ★ **預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です**
- ★ **機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*** 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。**



- ポスター（令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料

